

1) ガバナンス部門(部門責任者)

常本照樹 (教授・憲法)

センターの部門に関連した研究活動およびそのアウトプットについて。

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会において、とりわけ政策枠組みの構築に関わってから約 10 年が経ち、ようやくその成果が法律として結実する見通しが立ったことから、具体的な法案作成作業の全体像を身近に観察するという貴重な機会を得るとともに、若干ながら直接に関与する経験もすることができた。

法案のコンテンツに関して、理念法とすべきか、予算を伴う施策を盛り込むかの議論から始まり、わが国の法体系との整合性に関してかなり詰めた議論が行われた。前者については、最大のステークホルダーに対する説明が不可欠であるが、(詳細は省くが)弾よけ的な役割を引き受けざるを得ない局面も少なからずあった。後者については、法務省訟務局による予防司法支援制度の機能を初めて知る機会が得られた。これはとりわけ法案化を目指している施策について、それに係る法的紛争が生じる前に、訟務局がこれまでの訴訟対応等によって得た知見を各府省庁に提供することにより、法的な支援を行うものである。法案作成過程における内閣法制局の役割は広く知られているが、訟務局の関与はそれほどではないのではないだろうか。

当該法案は、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案」として平成31年2月15日に閣議決定され、同日第198回国会に提出された。その後、年度をまたぐことになるが、平成31年4月11日に衆議院で可決、4月19日に参議院で可決され、4月26日に公布、令和元年5月24日に施行された。語るべきことはあまりにも多いが、語りうることはあまりにも少ない。

自身の研究活動およびそのアウトプットについて。

それぞれの国及び民族の実状に応じた先住民族政策の追求というテーマを具体的事例の中で研究すべく、台湾における平埔族の原住民族認定について、台湾から政府関係者及び研究者を招いてシンポジウムを開催した(アイヌ・先住民研究センター国際シンポジウム「民族のあり方と先住民族政策---台湾平埔族の原住民族認定をめぐる」7月7日)ほか、10月にカナダ・アルバータ大学主催シンポジウム及び11月のカナダ・マギル大学において、関係研究者とカナダ憲法における3民族の先住民族としての位置づけと権利・政策の違いについて討議した。

その他(教育活動ほか)

法科大学院における3年課程の憲法Ⅰ、Ⅱの授業、研究大学院の憲法演習、法学部の2年次演習及び全学教育の日本国憲法の授業を担当した。また、昨年からは札幌市人事委員会委員長として札幌市職員の給与等に係る勧告のほか、勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に係る審査請求に対する裁決といった準司法的権限の行使に関わっている。

論文

論文標題	雑誌名	発行年	頁
2020 年に向けて---アイヌ政策の現状と展望	原教界 84 号	2018	70-77
平埔族とアイヌ民族の近似性について	常本照樹・落合研一編『民族のあり方と先住民族政策---台湾平埔族の原住民族認定をめぐって』北海道大学アイヌ・先住民研究センター	2019	1-5

学会発表

発表課題	学会等名	年月日	発表場所
Inheriting and Re-creating of Indigenous Ainu Culture under the Constitution of Japan	Austronesian Forum 2018	Aug. 2, 2018	Taipei
Revival of Indigenous Ainu Culture and Ethnic Harmony	JSAC Annual Conference 2018	Oct, 11, 2018	Edmonton